X　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	—	
政府出資の機会費用	1,440	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	—	1,440
XI　（控除）国庫納付額		—
XII　国立大学法人等業務実施コスト		4,201,726

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、原則として法人税法に基づく耐用年数を採用しておりますが、国から承継した償却資産については見積耐用年数、受託研究費等を財源として取得した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下の通りであります。

建物	２～50年
構築物	10～45年
工具器具備品	２～20年
車両運搬具	５年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用ソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金により財源措置されない教職員については、将来の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

運営費交付金により財源措置される教職員等に係る退職一時金については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員に対して支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当該事業年度の負担額を計上しております。

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされる教職員については、賞与引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

６．訴訟損失引当金の計上基準

係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく低価法を採用しております。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（平成29年４月20日付け29文科高第62号）に基づき、0.065％で計算しています。

９．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表に掲記される科目及びその他の金額の表示は、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。